

仕様書

1 案件名称

区庁舎設備維持費 令和7年度鶴見区役所庁舎受水槽外2水槽清掃業務委託及び水槽清掃業務に伴い排出された産業廃棄物(汚泥)の収集運搬業務委託

2 概要

本業務は、受注者が鶴見区役所庁舎内において、受水槽、雑排水槽、汚水槽の清掃を実施した後、清掃業務に伴い排出された産業廃棄物(汚泥)を収集し、鶴見区役所総務課(以下、「発注者」という)が指定する処分施設に運搬する業務である。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」(以下「法」という。)その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 排出事業者

本業務における排出事業者は大阪市鶴見区役所とする。

5 履行期間

契約締結日から令和8年3月 31 日までとする。

6 許認可等

受注者は、令和7・8・9年度大阪市入札参加資格者名簿に、承認種目 01-07-01(浄化槽清掃)、01-08-01(貯水槽清掃・点検)、01-16-01(一般廃棄物(収集・運搬))及び 01-16-03(産業廃棄物(収集・運搬))で登録されていないといけない。

7 業務内容

(1) 受水槽清掃

別紙1「受水槽清掃作業仕様書」のとおり

(2) 雑排水槽・汚水槽清掃

別紙2「雑排水槽・汚水槽清掃作業仕様書」のとおり

(3) 産業廃棄物(汚泥)収集運搬作業

別紙3「産業廃棄物(汚泥)収集運搬作業仕様書」のとおり

8 提出書類

- (1) 受注者は、産業廃棄物を収集運搬できることを示すものとして、本業務における事業の範囲について別紙4に記載すること。
- (2) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。
- (3) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更が生じる場合は、速やかに変更後の書類を提出し、発注者の承認を得ること。
- (4) 受注者は、本業務終了後直ちに業務完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。
- (5) 受注者は、発注者が本業務に関する書類の提出を求めた場合、応じること。

9 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は別紙4に記載のとおりであり、この事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証（積込み場所及び積下ろし場所の両方とする。）（以下「許可証」という。）の写しを契約書へ添付すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。

10 運搬の最終目的地

受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物を、発注者の指定する最終目的地へ搬入すること。

11 収集運搬過程における積替え保管

受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物の積替え保管を行うことはできない。

12 電子情報処理組織(電子マニフェストシステム)の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

13 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 排出された産業廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 積込・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (3) 搬出場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、発注者と打合せの上決定すること。
- (4) 業務履行中、現場及びその周辺にある施設（構造物、機器等）に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じること。
- (5) 産業廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。

14 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断 等
 - イ 産業廃棄物の収集運搬業務（最終処分は除く）ただし、法令の定める再委託の基準に従う場合には、この限りではない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限って、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第2項及び第 16 条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

15 経費の負担

本業務にかかる運搬費の一切は、受注者の負担とする。

16 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

17 委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱い

発注者及び受注者は、下記内容により相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することが出来る。但し、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の収集運搬が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の処置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者は解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集運搬を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わせなければならない。

イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集運搬を行わせしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

18 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が

判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

19 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

20 その他

(1) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。

契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。

(3) 本業務に使用する車両については、産業廃棄物収集運搬業の許可を得た車両とし、車両使用に係る特記仕様書(別添)に適合するものを使用すること。

21 事業担当

鶴見区役所 総務課(担当者:笹田・笹・山本)

(別紙1)受水槽清掃作業仕様書

この作業は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第4条に基づいて行うものである。この仕様書は、作業の内容を示すものであるが、仕様書に記載されていない事項でも、建物管理保存及び保健衛生上必要と認められる軽微な作業は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 清掃物件

物件名称	有効容量	数量	形状材質等	設置場所
受水槽	7 m ³ (2槽式)	1基	FRP	地下1階

2 実施日時

受水槽の清掃については、契約日から令和7年12月のいずれかの閉庁日に1回実施する。

水質検査項目1～16(灰色部分)については、年2回(6か月以内ごと)検査を実施する(1回目の検査結果に問題がなければ、2回目は水質検査項目1～11のみの検査でよい)。水質検査項目17～28については、契約日～令和7年12月までに1回検査を実施する。

3 作業内容

(1) 清掃の一般事項

- ① 作業は、健康状態の良好な者が行う。
- ② 作業衣及び使用器具は、タンクの掃除専用のものとする。又、作業は衛生的に行われるようにする。
- ③ タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。

(2) 清掃作業の項目

- ① タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。なお、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行う。
- ② 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク周辺の清掃を行う。
- ③ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等がタンク内に流入しないようにする。

(3) 消毒作業の項目

- ① 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行う。
- ② 消毒薬は、有効塩素 50～100mg/l 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- ③ 消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬や高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- ④ 消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排除する。
- ⑤ 消毒終了後は、タンク内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。

(4) その他項目

- ① 消毒後の水洗い及びタンク内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。
- ② 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき、発注者が指定する施設に運搬する。
- ③ タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、水質検査及び残留塩素の測定を行う。なお、長期休止明けに利用する場合は、水質検査及び残留塩素の測定を行う。

4 水質検査

「3 作業内容」の作業終了後受水槽について、次の項目について、水質検査を行う。

1.一般細菌	2.大腸菌	3.鉛及びその化合物	4.硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	5.亜鉛及びその化合物
6.鉄及びその化合物	7.銅及びその化合物	8.塩化物イオン	9.蒸発残留物	10.有機物(全有機炭素の量)
11.pH 値	12.味	13.臭気	14.色度	15.濁度
16. 亜硝酸態窒素	17.シアン化物イオン及び塩化シアン	18.クロロ酢酸	19.クロロホルム	20.ジクロロ酢酸
21.ジブロモクロロメタン	22.臭素酸	23.総トリハロメタン	24.トリクロロ酢酸	25.ブロモジクロロメタン
26.ブロモホルム	27. ホルムアルデヒド	28. 塩素酸		

5 作業実施における注意事項

- (1) 作業実施については、特に熟練された作業員を派遣するとともに、「作業責任者名簿」「作業員名簿」及び当該作業員の「検便検査成績書」を提出し、承諾を得る。
- (2) 作業にかかる前に作業行程等を発注者と十分打合せをするとともに、業務時間及び安全対策等について説明し、承諾を得る。
また、給排水設備の配管、電気系統等を事前に確認し熟知すること。
- (3) その他、発注者の指示に従うこと。

6 履行確認検査

業務が完了したときは、その場で発注者の検査を受けるとともに、作業完了後速やかに「水質検査結果報告書」「現場写真(清掃前・清掃後)」及び「業務完了届」を提出すること。

(別紙2) 雑排水槽・汚水槽清掃作業仕様書

この作業は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第4条の3に基づいて行うものである。この仕様書は、作業の内容を示すものであるが、仕様書に記載されていない事項でも、建物の管理保存及び保健衛生上必要と認められる軽微な作業は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 清掃物件(いずれの水槽も年2回行うこと。)

名称	有効容量	数量	設置場所
雑排水槽	38.45m ³	1基	地下1階
汚水槽	38.45m ³	1基	地下1階

2 実施日時 (詳細は契約時に発注者と打合せること。)

1回目: 契約日から令和7年12月のいずれかの閉庁日

2回目: 令和8年3月31日までの閉庁日

3 作業内容

(1) 清掃の一般事項

- ① 蚊、ハエ等の発生の防止に努め、清潔を保持する。
- ② 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意する。
- ③ 清掃に用いる照明器具は防爆形で、作業に十分な照度が確保できるものとする。
- ④ 水槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに、換気を十分に行い、安全を確保する。また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行う。
- ⑤ 清掃に薬品を用いる場合には、終末処理場又はし尿浄化槽の機能を阻害することのないよう留意する。

(2) 清掃作業の項目

- ① 水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除する。
- ② 流入管に付着した物質並びに配水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行う。

(3) その他項目

- ① 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等の規定に基づき、発注者が指定する施設に運搬する。
- ② 清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。

(4) 汚水槽の清掃によって生じるし尿等の一般廃棄物及び雑排水槽(湧水)の清掃によって生じる汚泥等の産業廃棄物にかかる収集・運搬業務

- ① 収集・運搬業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守する。
- ② 自らの事業範囲を証するものとして、産業廃棄物の収集運搬業務に関する許可証の写しを提出し、契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出し、契約書に添付する。
- ③ 収集・運搬を委託する一般・産業廃棄物の種類、数量
(過去実績)
 - ・一般廃棄物(し尿等) 1.3kL (2回実施分)程度
 - ・産業廃棄物(汚泥) 1,100kg (2回実施分)程度
- ④ 雑排水槽(湧水)の清掃によって生じる汚泥等の産業廃棄物については、発注者の指定する処理

場に運搬する。

4 作業実施における注意事項

- (1) 作業実施に関しては、特に熟練された作業員を派遣するとともに、「作業責任者名簿」「作業員名簿」を提出し、承認を受ける。
- (2) 作業にかかる前に作業行程等を発注者と十分打ち合わせをするとともに、業務時間及び安全対策等について説明し、承諾を得る。
また、排水設備の構造、配管、電気系統等を事前に確認し熟知すること。
- (3) 作業のために放出する水は出来るだけ無駄にしないようにすること。
- (4) 本作業により槽内から排出された廃棄物は、適正に処理を行い、それを証明する書類を提出すること。
- (5) その他、発注者の指示に従うこと。

5 履行確認検査

業務が完了したときは、その場で発注者の検査を受けるとともに、作業完了後速やかに「現場写真(清掃前・清掃後)」及び「業務完了届」を提出すること。

(別紙3)産業廃棄物(汚泥)収集運搬作業仕様書

この仕様書は、作業の内容を示すものであるが、仕様書に記載されていない事項でも、建物の管理保存及び保健衛生上必要と認められる軽微な作業は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 産業廃棄物の種類及び予定数量

(1) 種類

汚泥(有機性)

(2) 予定数量

1,100 kg程度(2回実施分)※過去実績からの予定数量

2 実施日時 (詳細は契約時に発注者と打合せること。)

1回目:契約日から令和7年12月のいずれかの閉庁日

2回目:令和8年3月31日までの閉庁日

※いずれも、受水槽外2水槽の清掃実施日と合わせること。

3 産業廃棄物処分指定業者

業者名:大東衛生株式会社

住所:大阪市東成区大今里西1丁目19番38号

処分事業場:大阪市住之江区平林南1丁目6番47号

4 作業内容

(1) 産業廃棄物の収集運搬においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令に従い適切に行うこと。

(2) 自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを提出すること。

なお、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出すること。

(3) 業務終了後、直ちに業務終了報告書を作成し提出すること。

(4) 発注者より指定する産業廃棄物処分業者と連絡を取り、調整を図った上で産業廃棄物(汚泥)を持ち込むこと。

5 作業実施における注意事項

(1) 作業実施に関しては、特に熟練された作業員を派遣するとともに、「作業責任者名簿」「作業員名簿」を提出し、承認を受ける。

(2) 作業にかかる前に作業行程等を発注者と十分打ち合わせをするとともに、業務時間及び安全対策等について説明し、承諾を得る。

また、排水設備の構造、配管、電気系統等を事前に確認し熟知すること。

(3) 本作業により槽内から排出された廃棄物は、適正に収集運搬を行い、それを証明する書類を提出すること。

(4) その他、発注者の指示に従うこと。

6 履行確認検査

業務が完了したときは、作業完了後速やかに「計量証明書」及び「業務完了届」を提出すること。

本項目は契約後記入とする。

別紙 4

収集運搬に関する事業範囲

(積込み場所)

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業範囲： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

(積下ろし場所)

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業範囲： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

業務完了報告書

令和 年 月 日

大阪市鶴見区長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

次のとおり業務が完了しましたので通知します。

契 約 番 号	大鶴総契第 号
事 業 名 称	区庁舎設備維持費 令和7年度鶴見区役所庁舎受水槽外2 水槽清掃及び水槽清掃業務に伴い排出された産業廃棄物 （汚泥）の収集運搬業務委託
履 行 場 所	本市指定場所
完 了 日	令和 年 月 日
履 行 期 限	令和8年3月31日
検査（本市記入欄）	令和 年 月 日 検査職員氏名 印

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625））へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625））へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること